

○重要事件現場鑑識要領の制定について（通達）

昭和53年 9 月14日

佐警本例規（鑑）第10号

改正 平成13年12月佐本鑑発第387号、24年 3 月第42号

◎ 概要

重要事件発生時の現場鑑識活動の指揮統制、責任分担等を明確にして現場鑑識活動を組織的かつ迅速的確に推進し、事件の早期解決を図るため、「重要事件現場鑑識要領」を制定したもの。

重要事件現場鑑識要領（概要）

第1 趣旨

この要領は、佐賀県警察初動捜査実施要綱第2条に定める重要事件のうち、捜査本部を開設し、又は開設が予想される事件（以下「重要事件」という。）が発生した場合における現場鑑識活動を組織的かつ迅速的確に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 現場保存班の編成

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、重要事件の発生を認知したときは、直ちに現場保存班を編成しなければならない。
- 2 現場保存班は、おおむね5名以上とし、班長は、警部補以上の階級にあるものを充てるものとする。

第3 現場立入の規制

- 1 現場保存班長は、次に掲げる者のほかは、立入禁止区域内に立ち入らせてはならない。
 - (1) 応急の現場見分を行う所轄署の署長、刑事官、主管課（係）長及び現場捜査を担当する5名以内の捜査員
 - (2) 事件の捜査を主管する警察本部の部長及び課長
 - (3) 現場鑑識に従事する者
- 2 現場保存班長は、立入禁止区域内に立ち入った者を犯罪現場立入者記録簿（別記様式第1号）に記録しておかなければならない。

第4 現場立入者の遵守事項

現場に立ち入る者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 応急の現場見分は、緊急の捜査指揮、事件の報告連絡及び手配並びに現場資料の保全を行うため、必要な最小限度にとどめること。

(2) 帽子、手袋及びくつカバーを確実に装着すること。なお、事情聴取のため、やむを得ず被害者等を立ち入らせる場合は、その者にも装着させること。

(3) 見分の場所及び経路には、必ず通行帯を用い、それ以外の場所には立ち入らないこと。

なお、通行帯を置く場合は、現場の状況を慎重に観察し、不用意に現場を破壊することのないように注意すること。

(4) 現場資料の移動、採取、その他やむを得ず現場を変更しなければならない場合は、その状況を写真撮影し、かつ、記録にその状況を明らかにしておくこと。

第5 現場鑑識班の編成

1 現場鑑識班は、本部鑑識課員及び所轄警察署員をもって編成するものとする。

2 現場鑑識班の班長は、鑑識課長を充てるものとする。

3 編成の基準は、おおむね別表「現場鑑識班編成基準」のとおりとする。

第6 現場鑑識班長の任務

現場鑑識班長は、現場鑑識班員を指揮して、次の事項を迅速的確に行わなければならない。

(1) 指紋、足痕跡、その他の現場資料の検索、観察、採取及び鑑定検査

(2) 写真撮影及び現場鑑識に関する記録

(3) 検証（実況見分）

(4) その他捜査本部長の指示する事項

第7 現場情報の伝達

現場鑑識班長は、各種記録装置及び通信機材を活用して、現場の状況及び現場資料を速やかに捜査員に伝達しなければならない。

第8 現場保存の解除

現場保存の解除は、現場鑑識班長の指示によって行う。

第9 結果報告

現場鑑識班長は、鑑識活動が終了したときは、速やかに事件現場資料採取一覧表（別記様式第2号）、現場写真現場見取図等を作成整理し、捜査本部長に報告しなければならない。

別表

現場鑑識班編成基準（省略）

別記様式第 1 号

犯罪現場立入者記録簿（省略）

別記様式第 2 号

事件現場資料採取一覧表（省略）